

## 鎌倉市における体験入学

海外の学校に就学している児童・生徒が、夏期休業等で帰国したときに一時的に日本の学校の授業を経験したい場合に、体験入学先の学校との条件が合えば体験入学をすることができます。

- 1 体験入学先の学校  
滞在中の居住地の学区による指定小・中学校となります。
- 2 体験入学期間  
原則として1か月以内です。
- 3 教科書について  
教科書は、個人で用意していただくことが原則です。
- 4 経費や学校生活について
  - (1) 給食費・学習教材費等の必要経費は、実費負担です。
  - (2) 体験入学中のケガの治療費等についても、自己負担です（旅行保険や個人保険等に入られることをお勧めします）。
  - (3) 食物アレルギー等がある場合は、給食の利用ができません（お弁当を持参してください）。
  - (4) 心臓検診未受検の場合には水泳学習に参加ができない（見学のみ）等、健康診断の実施状況等によっては、すべての授業に参加ができない場合もあります。
- 5 手続きについて
  - (1) 帰国前に体験入学希望先の学校に問い合わせ、必ず許可を得てください（日本に居住している親類等により、お問い合わせいただいてもかまいません）。  
言葉の問題、施設的な配慮等によって、受入れができない場合もありますので、十分に学校と相談してください。
  - (2) 学校の許可が得られましたら、児童生徒の帰国後、滞在中の保護者が教育委員会学務課で、体験入学の申し込み手続きをしてください。

**【申し込みにあたり持参するもの】**  
ア 児童生徒のパスポート(学務課で写しをとらせていただきます)  
イ 保護証明書（鎌倉市での滞在先の方が、責任を持って保護することを証明する書類です。特に書式はありませんが、学務課に見本があります）。
  - (3) 学務課から「体験入学者について」連絡書を発行します。
  - (4) 指定された学校で「体験入学者について」連絡書を提示し、体験入学の手続きをしてください。
- 6 その他  
新型インフルエンザの発症等の緊急事態が発生した場合には、上記手続きが変更になる場合があります。